

建管第 544 号
令和6年 6月 6日

建設業労働災害防止協会
埼玉県支部長 様

埼玉県県土整備部長
(公印省略)

工事現場における安全管理の徹底について

埼玉県の県土整備行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

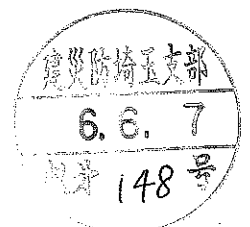
本県発注工事において令和6年5月28日及び令和6年6月4日に工事関係者が死亡する事故が発生いたしました。

度重なる死亡事故の発生という憂慮すべき事態に対処するため、本県では「工事現場における安全管理の徹底」に向け、工事発注機関による現場安全点検、及び工事受注者への注意喚起を行う予定としております。

つきましては、貴協会におかれましても会員に対し、工事現場における安全管理の徹底について周知いただきますようお願い申し上げます。

担 当 建設管理課
技術管理担当 内野、吉池、石井
電 話：048-830-5201
e-mail: a5190-02@pref.saitama.lg.jp

建築技術・積算担当 甲田、上野、櫻井
電 話：048-830-5192
e-mail: a5190-06@pref.saitama.lg.jp



建管第 529-1 号
令和6年 6月 6日

関係各課（所）長 様

県土整備部長

工事現場における安全管理の徹底について（通知）

工事現場における安全確保の徹底については、令和6年5月28日に発生した県発注工事における工事関係者の死亡事故を受け、令和6年5月31日付け建管第490-1号で通知しております。

しかしながら、令和6年6月4日に、県発注工事において工事関係者が死亡する事故が再度発生しました。

度重なる死亡事故の発生という憂慮すべき事態に対処するため、下記のとおり安全管理の徹底を再度図ってください。

記

1 事故概要

発生時期	概要
令和6年6月4日	河川敷の樹木伐採工事において、伐採した樹木が衝突し、作業員1名が死亡した。
令和6年5月28日	台船上で作業をしていたバックホウが河川に転落し、作業員1名が死亡した。

2 安全管理の徹底

- (1) 各発注機関で契約している全ての工事受注者に対し、安全管理の徹底について所長から注意喚起を行う。
- (2) 各発注機関において、総括監督員等による稼働中全ての工事現場の安全点検を実施する。

3 参考資料（リンク先）

- (1) 土木工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/doboku-kouji-jitsumuyouran-r0604.html>
(上記リンク先「第3施工編」参照)
- (2) 建築工事施工安全技術指針
<https://www.mlit.go.jp/common/001157956.pdf>

担 当 建設管理課

技術管理担当 内野、吉池、石井

電 話：048-830-5201

e-mail: a5190-02@pref.saitama.lg.jp

建築技術・積算担当 甲田、上野、櫻井

電 話：048-830-5192

e-mail: a5190-06@pref.saitama.lg.jp